



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年4月24日火曜日 第1855号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	492
土地改良区の役員の就退任の届出.....	492
土地改良区連合の役員の就退任の届出.....	493
土地改良区の定款変更の認証.....	493
新たな土地改良事業の施行の認可(2件).....	493
基本測量の実施の通知.....	493
道路の区域変更(県道今治波方港線).....	493

道路の供用開始(").....	494
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正.....	494
道路の位置の指定.....	494

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	494
----------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第764号

次のとおり落札者を決定した。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油(免税・J I S K 2204 2号) 100リットル当たりの単価 約611.000リットル	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成19年3月22日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二 丁目9番12号	6,670円	一般競争入札	平成19年2月9日

○愛媛県告示第765号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 秀 男	東温市南方2480番地
"	高須賀 功	東温市志津川630番地
"	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	高須賀 要	松山市朝生田町二丁目2番15号
"	三 好 通 昭	松山市来住町228番地
"	廣 本 在 久	松山市東野二丁目11番37号
"	重 松 功	松山市枝松四丁目1番7号
"	松 木 豊	松山市道後北代4番13号
"	松 原 幸 久	松山市山越三丁目9番25号
"	中 村 義 隆	松山市小栗七丁目2番31号
"	宮 崎 信太朗	松山市北斎院町160番地の2
"	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目4番21号
"	中 矢 孝 一	松山市西垣生町447番地1
"	森 忠 能	東温市下林甲1581番地

"	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地
"	松 田 清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
"	今 井 弘 尚	伊予郡松前町大字西古泉203番地
"	門 田 厚	伊予郡砥部町高尾田1057番地
"	高 橋 政 秀	伊予市下三谷1533番地
"	濱 本 義 一	伊予市森236番地
"	中 村 時 広	松山市岩崎町一丁目7番7号
"	中 村 佑	伊予市上唐川甲439番地
"	白 石 勝 也	伊予郡松前町大字南黒田606番地
"	中 村 剛 志	伊予郡砥部町大南689番地
"	和 田 治 樹	東温市樋口547番地
"	高 浜 壮一郎	松山市東長戸三丁目9番33号
監 事	寺 田 利 重	東温市松瀬川477番地
"	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335番地
"	重 松 勝 美	伊予市八倉799番地の6
"	山 川 潔	松山市平井町3157番地180

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 敦 當	東温市南方1319番地
"	和 田 治 樹	東温市樋口547番地
"	高須賀 徳	東温市田窪1388番地の2
"	宮 内 直 利	東温市南梅本町476番地
"	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	井 上 博 文	松山市北井門町309番地

"	三好通昭	松山市来住町228番地
"	廣本在久	松山市東野二丁目11番37号
"	重松功	松山市枝松四丁目1番7号
"	梅岡茂雄	松山市上市二丁目4番27号
"	松木豊	松山市道後北代4番13号
"	中村義隆	松山市小栗七丁目2番31号
"	岡田敬三	松山市山西町685番地
"	松岡武司	松山市余戸南六丁目4番21号
"	中矢孝一	松山市西垣生町447番地1
"	津川義明	東温市上村甲891番地
"	池田清美	松山市東方町甲1713番地
"	松田清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
"	門田厚	伊予郡砥部町高尾田1057番地
"	高橋政秀	伊予市下三谷1533番地
"	濱本義一	伊予市森236番地
"	中村時広	松山市岩崎町一丁目7番7号
"	中村佑	伊予市上唐川甲439番地
"	成川耕造	東温市北方2288番地
"	白石勝也	伊予郡松前町大字南黒田606番地
"	中村剛志	伊予郡砥部町大南689番地
"	高浜壮一郎	松山市東長戸三丁目9番33号
監事	佐伯清美	東温市志津川645番地
"	重信良吉	松山市平井町295番地
"	重松勝美	伊予市八倉799番地の6
"	中村唯廣	松山市久米窪田町6番地

○愛媛県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	塩崎和男	松山市恵原町甲658番地3

退任

○愛媛県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	今治波方港線	今治市波方町樋口甲41番地先から同町樋口甲2036番14地先まで	旧	メートル 5.4~14.6	キロメートル 0.232	
			新	12.0~48.0	0.232	

役員の種類	氏名	住所
理事	黒田一郎	松山市恵原町甲1281番地1

○愛媛県告示第767号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市水泥町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第768号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市北条土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・北条地区）の施行を平成19年4月11日認可した。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市北条土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・北条地区）の施行を平成19年4月11日認可した。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第770号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成19年6月1日から平成20年3月25日まで
- 3 作業地域 西条市

○愛媛県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市波方町樋口甲41番地先から 同町樋口甲2036番14地先まで	平成19年4月26日

○愛媛県告示第773号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から名称の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成15年6月愛媛県告示第1344号）の一部を次のように改正し、平成19年5月1日から施行する。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
4 確認検査の業務を行う事務所の所在地			4 確認検査の業務を行う事務所の所在地		
名称	事務所の所在地	確認検査の業務を行う区域	名称	事務所の所在地	確認検査の業務を行う区域
省略			省略		
東予支店	愛媛県西条市神拝甲 276番地4	今治市、新居浜市、西条市 及び四国中央市の全域	東予事務所	愛媛県西条市神拝甲 276番地4	今治市、新居浜市、西条市 及び四国中央市の全域

○愛媛県告示第774号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

- 四国中央市中曽根町字中石床2280番1、2284番1、2284番2、2285番4、2286番1及び2286番2
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市川之江町60番地の1
有限会社旭産業 代表取締役 池添 義和
- 3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年4月13日	特定非営利活動法人 ぼっかぼか川之江	谷 智 美	四国中央市川之江町1660番地1	この法人は、人口の高齢化が急速に進展する中 にあって、主に愛媛県内の高齢者や障害者など に、愛・忍耐・技術のもと、地域社会を豊かで 住みよくするための福祉活動に関する事業を行 い、福祉の増進とまちづくりの推進に寄与す ることを目的とする。